

## 委託料の支払いについて

以下記載の範囲内において、委託料を支払うこととする。

(消費税及び地方消費税を除く)

### 1. 全業務実施分

(1) 対象：

①仕様書「4 (1) ①～⑥」の寄附サイトから受付けた寄附額

②寄附サイトを經由せず受付けた寄附額

(2) 全業務実施サイトからの寄附に対する委託料率：

委託料率	2.0%～4.0%
------	-----------

※対象となる寄附額に上記委託料率を乗じた金額を支払う。

### 2. 一部業務実施分

(1) 対象

①仕様書「4 (1) ⑦～⑩」の寄附サイトから受付けた寄附額

(2) 一部業務実施サイトからの寄附に対する委託料率：

委託料率	0.5%～1.0%
------	-----------

※対象となる寄附額に上記委託料率を乗じた金額を支払う。

### 3. 補足

(1) 本業務委託での寄附金額は、原則、寄附者が返礼品を選択されて寄附した場合の寄附額を指す。災害支援や返礼品辞退など、返礼品選択を伴わない寄附においては、委託料の算出対象となる寄附金額にはならない。

(2) 業務期間中に新規に追加した寄附サイトの委託料率は、当該寄附サイト提供事業者と本市が結ぶ契約の内容をふまえ、全業務実施分及び一部業務実施分どちらかの委託料率を本市と受託者で協議のうえ決定する。

(3) 受託者は、仕様書「8 (1)」にて定める毎月の月次報告書に基づき委託料を算出し、月次報告終了後に速やかに本市に請求を行うこと。請求書は、受託者にて任意様式で作成し、本市に提出すること。

本市は、受託者から請求を受けた日から起算して30日以内に受託者の指定する口座に振り込むことにより支払うこととする。なお、振込手数料は本市の負担とする。